## 国立大学法人埼玉大学教育学部附属学校委員会規程

(平成16年4月1日規則第49号/最終改正:平成20.1.2419規則90)

(趣旨)

第1条 本学教育学部に、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)の運営に関し、必要な事項を審議するため、附属学校委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 組織及び編制並びに教員人事に関すること。
- (2) 教育方針及び教育計画に関すること。
- (3) 教育実習に関する基本的な事項
- (4) 学部と附属学校との共同教育研究活動に関すること。
- (5) その他附属学校の運営に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1)教育学部教授会から選出された者5名
- (2) 附属学校長 (附属幼稚園にあっては、園長)
- (3) 附属学校副校長 (附属幼稚園にあっては、副園長)
- 2 前項第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、教育学部支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。